

平成 26 年 3 月

消費税率等の変更に伴う手数料請求に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会の業務に関して、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消費税法の改正により消費税率は平成 26 年 4 月 1 日から税率 8%に引き上げられます。

つきましては、この法改正を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日以降の保安業務手数料は、消費税 8%を適用させていただきますので、ご了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具